

政令第 号

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行期日を定める政令（案）

内閣は、愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律（平成二十年法律第八十三号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律の施行期日は、平成二十一年六月一日とする。